

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年10月1日から施行し、同日に配置換（公募に基づくものを除く。）される教授並びに同日以後に雇用（昇任を含む。）される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている准教授、講師及び助教が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。この場合において、施行日前にウイルス研究所の助教であった者が施行日以後に再任された場合にあつては、当該助教の再任後の任期及び再任の可否は改正後の別表第2の規定による。</p> <p>3 改正後の別表第2の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている助教が施行の日に配置換となった場合の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。この場合において、再任後の任期については5年とする。</p>					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
	(略)						(同 左)				
人文科学研究所	(略)					人文科学研究所	(同 左)				
再生医科学研究所	再生医学応用研究部門	教授 准教授 講師 助教	5年	可		ウイルス・再生医科学研究所	全研究部門 全附属研究施設	准教授 講師	5年	可	
	生体機能学研究部門 生体組織工学研究部門 再生統御学研究部門 幹細胞研究部門 再生実験動物施設 ナノ再生医工学研究センター	准教授 講師	5年	可							
エネルギー理工学研究所	(略)					エネルギー理工学研究所	(同 左)				
ウイルス研究所	全研究部門 全附属研究施設	教授 准教授 講師 助教	7年 5年	可 可							
	(略)						(同 左)				

改正前					改正後				
別表第2					別表第2				
部局名	教育研究組織の 名称	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の 名称	任期	再任の可否	備考
大学院アジア・アフリカ地域研究 研究科	(略)				大学院理学 研究科	数学・数理解析専 攻	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 3年	可 ただし、 1回限り	
人文科学研究 所	(略)				大学院アジ ア・アフリ カ地域研究 研究科	(同 左)			
再生医科学 研究所	生体機能学研究 部門 生体組織工学研 究部門 再生統御学研究 部門 幹細胞研究部門 再生実験動物施 設 ナノ再生医工学 研究センター	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 3年	可 ただし、 1回限り		人文科学研 究所	(同 左)			
	(略)				ウイルス・ 再生医科学 研究所	全研究部門 感染症モデル研 究センター	5年	可 ただし、 1回限り	
						(同 左)			
別表第3 別紙様式	} (略)				別表第3 別紙様式	} (同 左)			